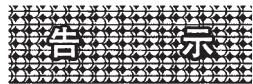


附 則

この規則は、公布の日から施行する。

廃棄物対策課



長野県告示第236号

長野県希少野生動植物保護条例（平成15年長野県条例第32号）第31条第1項の規定により、ブッポウソウに関する保護回復事業計画を定めましたので、同条第3項の規定により、その概要を次のとおり告示します。

なお、当該保護回復事業計画は、長野県環境部自然保護課、各地方事務所環境課及び環境保全研究所飯綱庁舎において閲覧に供します。

平成25年4月4日

長野県知事 阿部守一

1 対象とする種

ブッポウソウ : Eurystomus orientalis

2 事業の目標

短期の目標として、現在の繁殖地における保護の取組を継続しつつ、その取組を近接する繁殖適地に拡大しながら、現在30つがいの繁殖数を、概ね5年後には35～40つがい程度が県内で繁殖することを目指す。

20年から50年後を見据えた中長期的な目標として、巣箱での営巣から現在の営巣場所周辺の里山における自然木の樹洞での繁殖を目指す。

3 事業の区域

県内における本種の繁殖地域及び近接する繁殖適地

4 保護回復のために取り組むべき事項

(1) 短期的な取組

- ア 巣箱かけ活動の継続拡大
- イ 観察者、写真撮影者等への注意の喚起
- ウ 地域における保護及び監視体制の構築

(2) 中・長期的な取組

- ア 現繁殖地での取組を周辺地域へ拡大
- イ 生息環境の確保
- ウ ブッポウソウに関するモニタリングの実施

自然保護課

長野県告示第237号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、県営住宅を退去した者の滞納家賃の収納の事務（長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市、中野市、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、南佐久郡、北佐久郡、諏訪郡、上伊那郡、下伊那郡、木曽郡、北安曇郡、埴科郡、上高井郡、下高井郡及び上水内郡の区域に所在する県営住宅に係る事務に限る。）を次のとおり委託しました。

平成25年4月4日

長野県知事 阿部守一

1 受託者住所

東京都港区芝浦三丁目16番20号

2 受託者氏名

ニッテレ債権回収株式会社

3 委託期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

住宅課

長野県告示第238号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、諏訪市に所在する県営改良住宅の家賃及び県営改良住宅を退去した者の滞納家賃の収納の事務を次のとおり委託しました。

平成25年4月4日

長野県知事 阿部守一

1 受託者住所

長野市大字南長野南県町1003番地1

2 受託者氏名

長野県住宅供給公社

3 委託期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

住宅課

長野県松本建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成25年4月18日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成25年4月4日

長野県松本建設事務所長 波間 寛

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 波田北大妻豊科線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
松本市波田字水神沖610番地先から 松本市波田字水神沖643番の1地先 まで	旧	m 6.8~13.8	km 0.2433
松本市波田字上島933番地先から 松本市波田字水神沖643番の1地先 まで	旧	m 11.2~35.1	km 0.9854
同 上	新	m 10.6~45.5	km 0.2433
同 上	新	m 12.9~35.1	km 0.9854

道路管理課

選告示第19号

長野県選挙事務取扱規程（昭和38年選告示第4号）の一部を次のように改正します。

平成25年4月4日

長野県選挙管理委員会委員長 深沢 賢一郎

別表第1の不在者投票のできる病院中

「医療法人恵仁会 くろさわ病院 佐久市中込3丁目15-6」
を

「社会医療法人恵仁会 くろさわ病院 佐久市中込3丁目15番地6」
に、

「医療法人南信勤労者医療協会諏訪共立病院」を

「社会医療法人南信勤労者医療協会諏訪共立病院」に改め、同表の不在者投票のできる介護老人保健施設中

「特別医療法人恵仁会 介護老人保健施設 安寿苑」を

「社会医療法人恵仁会 介護老人保健施設 安寿苑」に、

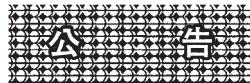
「医療法人恵仁会 老人保健施設 シルバーポートつかばら
佐久市塚原1894-1」を

「社会医療法人恵仁会 老人保健施設 シルバーポートつかばら
佐久市塚原1894番地1」に、

「介護老人保健施設 かりんの里 諏訪市湖岸通り5-11-5」
を

「介護老人保健施設 かりんの里 諏訪市湖岸通り5-11-5
老人保健施設みづうみ 諏訪市豊田2400番地9」
に改める。

選挙管理委員会

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年4月4日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日
平成25年3月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人なごみの会
- 3 代表者の氏名
手塚 義和
- 4 主たる事務所の所在地
上田市大字手塚1025番地1
- 5 定款に記載された目的

この法人は、障害者が自立生活を営む、就労継続支援センター・自立訓練・地域活動支援センター・グループホーム・ケアホームの運営事業を行い、よって地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年4月4日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日
平成25年3月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ローカル・コミュニティ
- 3 代表者の氏名
高田克彦
- 4 主たる事務所の所在地
松本市安曇1775番地1
- 5 定款に記載された目的

この法人は、誰でも安心・安全な住みやすい地域づくりを目指し、地域住民に対し、日頃から「優しさ」と「思いやり」のあるコミュニティの創出と災害にも強いまちづくりに向け、ボランティアの育成・啓発など平常時から緊急時にも対応できるよう様々な支援活動を行うと共に、災害時に要援護者になりうる高齢者や障害者等を支援者団体や当事者団体及びボランティア等とのネットワークを構築し、一人ひとりが地域の主役として生活できるよう支援するもの。また、芸術・文化・スポーツを通して子供の健全育成を図ることを目的とする。